

答弁書第一一号

内閣参質一二二第一一号

平成四年一月十四日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 長田 裕二殿

参議院議員 正敏君提出「防衛計画の大綱」における「限定的かつ小規模な侵略」に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員翫正敏君提出「防衛計画の大綱」における「限定的かつ小規模な侵略」に関

する質問に対する答弁書

「防衛計画の大綱」(昭和五十一年十月二十九日閣議決定)における「限定的かつ小規模な侵略」とは、全面戦争や大規模な武力紛争に至らない規模の侵略すなわち限定的な侵略のうち、小規模なものをいい、一般的には、事前に侵略の意図が察知されないよう、侵略のための大掛かりな準備を行うことなしに行われ、かつ、短期間のうちに既成事実を作ってしまうことなどをねらいとしたものであるが、その具体的規模等を示すことは困難である。また、「限定的かつ小規模な侵略」の地理的範囲に関しては、先の内閣参質一二二第二号の答弁書において述べたとおりである。

なお、昭和六十二年八月二十七日の衆議院内閣委員会における御指摘の答弁は、かかる「限定的かつ小規模な侵略」の一つの例を述べたものにすぎず、その規模を確定的に示したものではない。